



島根県報

令和3年7月1日(木)

号外第74号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第93号）

1 規則の概要

(1) 本庁の組織改正を次のように行うこととした。

部	課等	改正の概要
農林水産部	林業課	「全国植樹祭推進室」を廃止

(2) その他所要の改正

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月1日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第93号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第5項の表林業課の項中「、全国植樹祭推進室」を削る。

第14条第1項の表農林水産部の部林業課の項第29号を次のように改める。

(29) 全国植樹祭に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。